

この年 毛利輝元、安国寺恵瓊は吉見・益田を国替えにすべきと主張していると、毛利元康に伝える。

史料1 毛利輝元書状（厚狭毛利家文書）

△山口県史三
（端裏塗封ウワ書）

（墨引）元康まいる 申給へ

右馬（毛利輝元）

吉ミ・ますたことハ先國かへ可申付哉と、此中安國なとも被申候、色々申候處、是も秋へのへ可然候する哉と今あたりにて分別被申候、然間吉ミ人數等召上せ、普請之儀可被申付之通、早々可被仰渡候、為御心得申候、我々用捨も候つれ共、今時分大事存候間、其段ニもかまい候ハて重疊申つる事候、右分先可然候、さ候て秋しとくとしらへ尤と申事候く、恐々かしく、○この文書は年月日を欠くが、慶長四年のものと考えられるので、しばらくここに収める。

四月二日 益田元祥、毛利輝元の側近榎本元吉に対し、知行替えの候補地についての要望を伝える。

史料2 益田元祥書状（毛利家文書）

△大日古一二七〇

榎本太様 人々御中

益玄

元祥

史料3 毛利輝元自筆書状案（毛利家文書）

△大日古一二七一

（端裏書）
（榎本元吉）

案文

益玄内状具見候、惣別彼仁之儀ハ慥なる人にて候、以來共ニ身ニも可仕存候故、松寿母兄弟共修理申合候、其段彼方にも被存當、内意引切テ懇意之由候、然者、今度所替之儀共、惣なミ付而、内々無等閑衆など案外之被申事共にて候つ、さりながら、おもしろく仕延候而、彼仁ハ今之分可仕内意候、面むきハ、自前ひにきたて之分別にて物のあぢわるく成候へはと存候自然ニニと存可差置と、奥意存候つる、此条ハ彼玄へも申まし候、たゞ所替之儀ハ御座候ましく候間、其不及氣遣とはかり申候て可置候、以來共無疎意身ニも可仕内意候右之段をハ内々可物かたり候く、為心得候、――○この文書は年月日を欠くが、慶長四年のものと考えられるので、しばらくここに収める。

六月二日 益田元祥、益田氏領については知行替えしないとの決定に感謝し、毛利輝元・同秀就父子に無二の奉公をなす旨、佐世元嘉に誓約状を提出する。

史料4 益田元祥起請文（毛利家文書）

△大日古一一九六

謹而致言上候、

一今度御国分之儀付而、御父子様御半之段々、直被仰聞候、誠以忝奉存候、此条他言仕間敷候事、

一私身上之儀付而、被對佐石、内々御内証之趣被申聞候、殊当春御分國衆中悉座易可被仰付与之節茂、私事當知行所御相違有間敷之通、佐石へ之御書、外聞実添次第、更難申上候、其上、七内縁辺等之御配、彼是以忝段、言上之無限候、此御厚恩連々少茂不致忘脚、

殿様・松寿様へ無二之御奉公可申上内覺悟候事、

一縁者親類、其外雖為知音之間、奉對公儀惡事同意仕敷候事、右条々、私内心底共候之条、自然和諧之儀申上仁於有之者、被成御尋、御糺明之上を以テ、可被遂御分別事可忝候、若此旨為一事偽於申上者、

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本國中大小神祇、殊嚴嶋大明神・杵築大明神、別而氏八幡大菩薩・春日大明神・摩利支尊天・天満大自在天神御罰、子々孫々可罷蒙者也、仍而起請文如件、

慶長四年六月廿一日 益田玄蕃頭元祥（花押）
佐世石見守殿

○この文書の神文以下は熊野牛王宝印の裏に記されている。

ためと存、大辻計をハ此已前申て置申候間、可被成其御心得候、又那賀郡之儀、時代にてこそ候へ、石州辺ニも城取共被仰付候へ者、銀山の山吹と、那賀郡之内小石見辺ニ、一城被仰付候ハて不叶所からにて候条、さやうの御配之さゝハリニ可相成候哉、其さゝハリ無之候ハゝ、那賀郡被仰付候様申上度候、たどい城取等被仰付候共、我々事も妻子ハ不残在広島仕候からハ、被仰付候ハゝ、随分武具・玉葉・兵糧已下内々丈夫ニ支度仕候而、自然之時之無御氣遣様仕組候而、馳走も可仕候、此段者指出ニ非申上儀候へとも、貴様迄之申事候、自然此儀ニ付而不相成との御事ともに候へはと存候て、申入事候間、御分別所仰候、書中御内見候て、以御口上、御次而ニ御披露奉願候、重々又以而上可得御意候、恐惶謹言、

（慶長四年）卯月二日 元祥（花押）
（榎本元吉）
榎本太様 人々御中

○この文書の神文以下は熊野牛王宝印の裏に記されている。